

〈介護等体験で授業を欠席する場合について〉

事前に「欠席届」を授業担当教員に提出し、体験終了後は「介護等体験証明書」の写しを授業担当教員に提示すること。

やむを得ない事情により事前に「欠席届」を提出できなかった学生については、体験終了後に「欠席届」と「介護等体験証明書」の写しを授業担当教員に提出すること。

令和7年4月1日
学務課